

鶴岡市下水道管路施設等
包括的維持管理業務に関する
業務概要（案）

※本業務概要（案）は公告時に
内容を変更する場合があります。

令和7年12月

鶴岡市上下水道部下水道課

目 次

1 業務名称	1
2 業務の目的	1
3 業務概要（案）	1
(1) 業務場所	1
(2) 業務履行期間	1
(3) 業務内容	1
(4) 対象施設	1
(5) 事業者選定方式	2
(6) 業務実施スケジュール（予定）	2
4 参加資格要件（案）	2
5 業務指標（案）	2

1 業務名称

鶴岡市下水管路施設等包括的維持管理業務（以下、「本業務」という。）

2 業務の目的

本業務は、本市下水管路施設等の維持管理に係る業務を一括して複数年にわたって委託することにより、下水管路施設等に係る機能維持、維持管理の効率化及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

3 業務概要（案）

（1）業務場所

鶴岡市内

（2）業務履行期間

令和9年4月1日から令和19年3月31日まで

（3）業務内容

本業務の内容は、別紙1に示すとおりとする。

（4）対象施設

本業務の対象施設は、表-1に示すとおりとする。また、本業務履行期間中に整備される施設も対象とする。

表-1 本業務の対象施設

対象施設	数量（令和7年11月30日現在の下水管路台帳数量）			
	公共下水道	集落排水	排水管路※	計
管渠（本管）	790, 845 m	111, 130 m	6, 340 m	908, 316 m
マンホール	22, 717 箇所	7, 980 箇所	76 箇所	30, 773 箇所
取付管	45, 743 箇所	5, 832 箇所	0 箇所	51, 575 箇所
公共污水マス	45, 740 箇所	5, 830 箇所	0 箇所	51, 570 箇所
マンホールポンプ	271 箇所	161 箇所	5 箇所	437 箇所

※ 一般廃棄物最終処分場排水管路施設をいう。

(5) 事業者選定方式

公募型プロポーザル方式

(6) 業務実施スケジュール（予定）

本業務の実施スケジュールは、表－2に示すとおりとする。

表－2 業務実施スケジュール（予定）

項目	スケジュール
事業者選定及び契約締結	令和8年5月から令和8年12月まで
業務準備期間	契約締結の日から令和9年3月31日まで
業務開始	令和9年4月1日

4 参加資格要件（案）

本業務の事業者選定に係る参加資格要件（案）は、別紙2に示すとおりとする。

5 業務指標（案）

本業務は、性能発注による業務委託となることを踏まえ、表－3に示す業務指標（案）を要求水準とする予定である。

表－3 業務指標（案）

業務指標	目標値の設定方法
工事・作業に対する苦情件数	工事・作業に対する苦情件数／1年
詳細調査実施率（本管TVカメラ） ※ストックマネジメント計画に基づく 本管詳細調査	本管TVカメラ調査 実施延長○○km／計画延長○○km×100
詳細調査実施率（マンホールポンプ） ※ストックマネジメント計画に基づく マンホールポンプ詳細調査	マンホールポンプ詳細調査 実施台数○○台／計画台数○○台×100
人孔蓋改良実施率	人孔蓋改良 実施箇所数○○箇所／計画箇所数○○箇所×100
緊急対応率	○時間以内に対応した 緊急対応件数／緊急対応総件数×100 ※ただし、市が認めた案件を除く。
緊急対応処理率	○日以内に処理した 緊急（応急）対応件数／緊急（応急）対応総件数×100 ※ただし、応急復旧までに時間が掛かる等市が認めた案件を除く。

別紙1 業務内容（案）

1. 業務内容及び業務数量（案）

業務	業務内容	業務数量等
統括管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ・統括管理者による本業務の一元管理 業務全体とりまとめ、業務提案（プロフィットシェア）、発注者との連絡窓口、セルフモニタリング等 ・副統括管理者（管路施設担当）、副統括管理者（マンホールポンプ施設担当）による本業務の管理 統括管理者不在時の代理、各業務の管理等 	<p>ア 統括管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統括管理 一式 <p>※ 統括管理者（1名）が現場事務所に常駐を想定</p>
ストックマネジメント 計画策定業務	管路施設ストックマネジメント計画の策定	<p>ア ストックマネジメント計画策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管路ストックマネジメント計画策定 一式 <p>※1 令和11年度は、リスク評価、施設管理の目標設定及び長期的な改築事業のシナリオ設定を想定</p> <p>※2 令和12年度は、令和13～22年度（10年分）の点検調査計画策定及び令和13～17年度（5年分）の修繕改築計画策定を想定</p> <p>※3 令和17年度は、令和18～22年度（5年分）の修繕改築計画策定を想定</p>
管路施設 維持管理業務	ストックマネジメント計画等に基づく本管、マンホール、取付管、公共汚水マス及び水管橋の点検、調査及び清掃	<p>ア 管路施設点検</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管口カメラ点検 15, 243基／10年 ・マンホール点検 190箇所／10年 ・水管橋点検 185箇所／10年 <p>イ 管路施設調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本管TVカメラ調査（小中口径） 106, 404m／10年 ・本管TVカメラ調査（大口径） 3, 489m／10年 ・取付管TVカメラ調査 12, 360箇所／10年 ・マンホール目視調査 4, 179箇所／10年 <p>ウ 管路施設清掃</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高压洗浄車清掃 36, 370m／10年 ・閉塞防止装置清掃 10箇所／10年

業務	業務内容	業務数量等
管路施設 緊急対応業務	本管、マンホール、取付管及び公共汚水マスに係る緊急通報（管渠閉塞、陥没等）に対する1次対応（現場確認）及び2次対応（緊急調査、清掃）	<p>ア 1次対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地確認 1, 585時間（想定）／10年 <p>※1 勤務時間内と勤務時間外の合計時間とする。</p> <p>※2 対応件数は、720件／10年を想定している。</p> <p>イ 2次対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本管TVカメラ調査 140時間（想定）／10年 ・取付管TVカメラ調査 75時間（想定）／10年 ・高圧洗浄車清掃 180時間（想定）／10年 ・強力吸引車清掃 310時間（想定）／10年 <p>※ 勤務時間内と勤務時間外の合計時間とする。</p>
マンホールポンプ 維持管理業務	ストックマネジメント計画等に基づくマンホールポンプの巡回点検、詳細調査、オイル交換及びポリ硫酸第二鉄注入装置薬液補給	<p>ア マンホールポンプ点検</p> <ul style="list-style-type: none"> ・巡回点検 37, 736回／10年 <p>イ マンホールポンプ調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・詳細調査（オイル交換含む） 1, 308台／10年 <p>ウ マンホールポンプ保守</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オイル交換 716台／10年 ・ポリ硫酸第二鉄注入装置薬液補給 一式
マンホールポンプ 緊急対応業務	マンホールポンプに係る警報等に対する緊急対応	<p>ア マンホールポンプ緊急対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マンホールポンプ緊急点検 7, 510時間（想定）／10年 <p>※ 勤務時間内と勤務時間外の合計時間とする。</p>
不明水調査業務	有収率の低いエリアにおける不明水調査（絞り込み及び詳細調査） <ul style="list-style-type: none"> ・櫛引地区（櫛引処理区（314.2ha）、松根処理区（31.4ha）、たらのき代処理区（20.1ha）） ・温海地区（温海処理区（80.5ha）、山五十川処理区（37.0ha）、小国処理区（17.5ha）） 	<p>ア 絞り込み調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流量計測 一式 <p>イ 詳細調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本管TVカメラ調査 一式 ・取付管TVカメラ調査 一式
管路施設 維持修繕業務	本管、マンホール、取付管及び公共汚水マスの修繕 ※管路施設維持修繕業務は施設の交換を含まない現場対応とする。 (例) 人孔蓋と舗装の段差処理、陥没穴埋め、管路内面補強（EPR）	<p>ア 管路施設修繕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・維持修繕 一式 <p>※ 案件ごと見積もりを徴収し、上限額を設定したうえで上限額内の支払いを想定</p>

業務	業務内容	業務数量等
マンホールポンプ整備業務	マンホールポンプの修繕	<p>ア 消耗品等調達 ・消耗品等調達 一式 ※ 案件ごと見積もりを徴収し、上限額を設定したうえで上限額内の支払いを想定</p> <p>イ 突発整備等 ・突発整備 一式 ※ 案件ごと見積もりを徴収し、上限額を設定したうえで上限額内の支払いを想定</p>
管路施設維持工事	本管、マンホール、取付管及び公共汚水マスの部分改築 ※管路施設維持工事は施設を交換する現場対応とする。 (例) 人孔鉄蓋の改築、取付管破損に伴う部分入替	<p>ア 管路施設維持工事 ・維持工事 一式 ※ 案件ごと見積もりを徴収し、上限額を設定したうえで上限額内の支払いを想定</p>
人孔蓋改良工事	ストックマネジメント計画に基づく人孔鉄蓋及び親子蓋の改築	<p>ア 人孔蓋改良 ・人孔鉄蓋改良 672箇所／10年 ・親子蓋改良 94箇所／10年</p>

2. 各業務の対象施設（案）

（1）各業務の対象施設（上郷処理区及び渡前処理区を除く）

業務名称	管渠	マンホール	取付管	公共汚水マス	マンホールポンプ
統括管理業務	○	○	○	○	○
ストックマネジメント計画策定業務※1	○	○	○	○	○
管路施設維持管理業務	○	○	○	○	
管路施設緊急対応業務	○	○	○	○	
マンホールポンプ維持管理業務					○
マンホールポンプ緊急対応業務					○
不明水調査※2	○	○	○	○	○
管路施設維持修繕業務	○	○	○	○	
マンホールポンプ整備業務					○
管路施設維持工事	○	○	○	○	
人孔蓋改良工事※3		○			

※1 公共下水道のみ対象とする。

※2 櫛引地区（櫛引処理区（314.2ha）、松根処理区（31.4ha）、たらのき代処理区（20.1ha））及び温海地区（温海処理区（80.5ha）、山五十川処理区（37.0ha）、小国処理区（17.5ha））を対象とする。

※3 公共下水道の人孔蓋のみ対象とする。

(2) 各業務の対象施設（上郷処理区及び渡前処理区）

業務名称	管渠	マンホール	取付管	公共污水マス	マンホールポンプ	真空弁
統括管理業務	○	○	○	○	○	
ストックマネジメント計画策定業務						
管路施設維持管理業務	○	○	○	○		
管路施設緊急対応業務	○	○	○	○		△※1
マンホールポンプ維持管理業務					○	
マンホールポンプ緊急対応業務					○	
不明水調査						
管路施設維持修繕業務	○	○	○	○		
マンホールポンプ整備業務					○	
管路施設維持工事	○	○	○	○		
人孔蓋改良工事						

※1 現地確認の結果、通報（異常発生）箇所が真空弁であった場合は、上郷処理区又は渡前処理区の生活排水処理施設維持管理業者へ対応を引き継ぐ。

別紙2 参加資格要件（案）

※本業務は、共同企業体による実施を想定している。以下、共同企業体を構成する企業を構成員、共同企業体を代表する企業を代表企業という。

1. 業務実績（案）

共同企業体において、以下に示す全ての業務実績を有すること。

業務実績は、平成28年4月1日から令和8年3月31日までに完了した業務とする。なお、共同企業体として受注した業務の場合は担当した業務内容が明確に確認できる場合のみ認める。

- ・ 下水道管路施設のストックマネジメント計画策定
- ・ 下水道管路施設の詳細調査
- ・ 下水道管路施設の清掃
- ・ 下水道施設に係る機械及び電気設備の維持管理（巡回点検、オイル交換）
- ・ 下水道管路施設の工事又は修繕（掘削を伴うもの）
- ・ 下水道施設に係る機械及び電気設備の工事又は修繕

2. 配置技術者（案）

共同企業体において、以下に示す技術者を配置すること。なお、各技術者は業務継続に支障のある疾病及び退職等やむを得ない場合を除き、本業務に1年以上従事した場合、交代を認める。

（1）統括管理業務

ア 統括管理者 1名（常駐）

本業務を一元的に統括管理する者として、高度な技術及び相当の経験を有し、以下に示す資格のうち1つ以上満たす者を配置しなければならない。なお、統括管理者は専任とし、他の配置技術者との兼務を認めない。

- ・ 技術士法（昭和58年法律第25号）に規定する上下水道部門（選択科目：下水道）又は総合技術監理部門（選択科目：下水道）のいずれかに合格し、同法による登録を受けている者。
- ・ 公益社団法人日本下水道管路管理業協会が実施する下水道管路管理技士試験に合格し、下水道管路管理総合技士または下水道管路管理主任技士として登録されている者。

イ 副統括管理者（管路施設担当） 1名

統括管理者不在時の代理又は管路施設に関する各業務を管理する者として、以下に示す資格のうち1つ以上満たす者を配置しなければならない。なお、副統括管理者は統括管理者を除く他の配置技術者と兼務可とする。

- ・ 技術士法（昭和58年法律第25号）に規定する上下水道部門（選択科目：下水道）又は総合技術監理部門（選択科目：下水道）のいずれかに合格し、同法による登録を受けている者。
- ・ 公益社団法人日本下水道管路管理業協会が実施する下水道管路管理技士試験に合格し、下水道管路管理総合技士または下水道管路管理主任技士として登録されている者。

ウ 副統括管理者（マンホールポンプ施設担当） 1名

統括管理者不在時の代理又はマンホールポンプ施設に関する各業務を管理する者として、以下に示す資格のうち1つ以上満たす者を配置しなければならない。なお、副統括責任者は統括責任者を除く他の配置技術者と兼務可とする。

- ・ 技術士法（昭和58年法律第25号）に規定する上下水道部門（選択科目：下水道）又は総合技術監理部門（選択科目：下水道）のいずれかに合格し、同法による登録を受けている者。
- ・ 地方共同法人日本下水道事業団が実施する下水道技術検定（第3種）に合格し、登録を受けている者。

（2）ストックマネジメント計画策定業務

ア 管理技術者（管路施設担当及びマンホールポンプ施設担当） 各1名

管路施設ストックマネジメント計画の見直しに係る管理技術者として、技術士法（昭和58年法律第25号）に規定する上下水道部門（選択科目：下水道）又は総合技術監理部門（選択科目：下水道）のいずれかに合格し、同法による登録を受けている者を配置しなければならない。なお、管理技術者は統括管理者及びストックマネジメント計画策定業務の照査技術者を除く他の配置技術者と兼務可とする。

イ 照査技術者 1名

管路施設ストックマネジメント計画の見直しに係る照査技術者として、技術士法（昭和58年法律第25号）に規定する上下水道部門（選択科目：下水道）又は総合技術監理部門（選択科目：下水道）のいずれかに合格し、同法による登録を受けている者を配置しなければならない。なお、照査技術者は統括管理者及びストックマネジメント計画策定業務の管理技術者を除く他の配置技術者と兼務可とする。

（3）人孔蓋改良工事

ア 主任技術者 1名

人孔蓋改良工事の技術的な管理を行う者として、建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する主任技術者を配置しなければならない。なお、主任技術者は統括管理者を除く他の配置技術者と兼務可とする。

3. 有資格者の配置（案）

共同企業体は、前述の配置技術者のほか、関係法令等に基づき本業務の実施に必要な有資格者を配置すること。